

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋元 勉
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	-
【提出日】	平成23年5月11日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	-
【提出形態】	-
【変更報告書提出事由】	-

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ツルハホールディングス
証券コード	3391
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド (Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited)
住所又は本店所在地	パミュダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11 Bermuda)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 村上 拓
電話番号	03-3288-7000

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Orbis Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	パミュダHM11ハミルトン、フロント・ストリート25、オービス・ハウス (Orbis House, 25 Front Street, Hamilton HM11 Bermuda)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 村上 拓
電話番号	03-3288-7000

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成23年4月28日
訂正前	<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 変更報告書No.7</p> <p>【根拠条文】 法第27条の26第2項</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋元 勉</p> <p>【住所又は本店所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル</p> <p>【報告義務発生日】 平成23年4月28日</p> <p>【提出日】 平成23年5月10日</p> <p>【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2</p> <p>【提出形態】 連名</p> <p>【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと</p>
訂正後	<p>【表紙】</p> <p>【提出書類】 変更報告書No.7</p> <p>【根拠条文】 法第27条の26第2項</p> <p>【提出先】 関東財務局長</p> <p>【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋元 勉</p> <p>【住所又は本店所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル</p> <p>【報告義務発生日】 平成23年4月29日</p> <p>【提出日】 平成23年5月10日</p> <p>【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2</p> <p>【提出形態】 連名</p> <p>【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと</p>